

日時 平成30年3月15日（木）10時00分～11時10分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など>（★は宿題事項）

- ・ 資料1、議事録は特段の意見なく承認された。
- ・ 資料2、No.11、99は案件クローズとする。
- ・ 資料2、No.39は別紙1の内容で引き続き検討を進める。★
- ・ 資料2、No.58、61は各一般送配電事業者ごとの対応とし、東京電力パワーグリッド、関西電力は機能実装に向け準備中、中部電力は検討を開始という状況。本件は引き続き、事務局にて状況確認を続ける。★
- ・ 資料2、No.95、100はマニュアルに反映後、クローズとする。
- ・ 資料4、記載された内容に特段の異論はなく、資料に記載の会議の検討・運営方針は会議メンバーによって確認された。
- ・ 次回会議に向け、起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付いただく。その方法は、会議後に事務局から連絡する。★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認（資料1）

前回議事録について事務局より説明。特段の意見なく承認された。

2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況（資料2）

事務局から資料2を用い、スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について、その進捗や回答を説明した。また、ご要望No.58、61に関連して東京電力パワーグリッド株式会社から、資料2別紙2を用いて託送業務システム新增設申込機能の実装内容について説明があった。主な質疑は以下の通り。

■ 質疑等（回答の凡例 ⇒：小売電気事業者，→：小売電気事業者以外）

- ・ No.58、61、回答欄に記載の通り、当該機能の実装予定が有るのは東京電力パワーグリッドおよび関西電力のみで、それ以外の会社において実装予定は無いのか。
 - 本機能は申込件数の多さによりニーズの高さが異なるものと考えられ、中部電力においても検討を始めたと聞いている。その他の会社においてはそこまでのニーズに至っていないと聞いている。
 - ⇒ 東京電力パワーグリッドのシステムにおいて、申込後の進捗ステータスは見られるようになるか。
 - 見られるようになる。スイッチング支援システムの一覧照会画面と同様のイメージを持っていたら良いかと思う。受付工程として、どこまで進んでいるか、どの段階の処理中か、工事実施中か処理完了かを分かるようにする予定である。
 - 元々のご要望はスイッチング支援システム経由でとのことであったが、それが難しいため、各社で対応いただくということとなり、九州電力は既に実装済み、東京電力パワーグリッド、関西電力が準備中、中部電力が検討を開始という状況である。本件は引き続き、事務局にて状況を確認していく。（事務局）

3. 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況（資料配付なし）

進捗や新規起票はないため、資料配付せず。

4. スイッチング支援に関する実務者会議の検討・運営方針の確認（資料4）

スイッチング支援に関する実務者会議の検討・運営方針について、その確認のため事務局にて資料を作成し、説明した。資料内容について会議メンバーからは特段の異論はなかった。

■ 質疑等（回答の凡例 ⇒：小売電気事業者，→：小売電気事業者以外）

・ オブザーバー事業者と会議メンバーの違いは何か。

→ 資料4のp1に記載の通り、本実務者会議は元々、広域機関設立準備組合の有志によるボランティアで発足した作業会を前身とし、今から2年前にスイッチング支援システムが運開し、そのタイミングでスイッチング支援に関する懸案が全て解消されていれば解散できたのだが、残る課題があったため、引き続き有志の方のボランティアで検討を続けてきたもの。その経緯から、本会議は公開したり、新メンバーを募集したりはしていない。しかしながら、現在は、スイッチング支援システムを利用している様々な事業者から、システムへの要望が一般の受付を通じて事務局に寄せられる。その要望の中には、この場にて直接、要望を挙げられた事業者にご説明いただいた方が良いものも有り、その場合はオブザーバー事業者として会議に参加いただき、資料を提出し、この場で説明を行ってもらっている。オブザーバー事業者は挙げられたご要望の検討が終われば本会議への参加をやめていただき、本会議は元の会議メンバーのみでの開催となる。実際、過去にも事業者オブザーバーとして参加いただき、挙げられた案件が終わったため、現在はオブザーバー参加していない事業者も居る。その点が会議メンバーとオブザーバー事業者の違いという認識である。（事務局）

・ 次回以降の会議では、座席表を配付するという事か。

→ そう考えている。事務局からは毎回、会議の参加者に出欠確認をさせていただいており、その流れにて事務局で事業者ごとの座席表を準備させていただく。（事務局）

・ 国の審議会、特に最近では制度設計専門会合でスイッチング支援システムに係る議題を審議されることが散見されるが、本会議ではその話を議論していない。直接的には関係しないのかもしれないが、間接的に関係することもあるため、参考情報として、本会議に国の審議会の議論状況を挙げていただき、小売電気事業者と一般送配電事業者とで認識合わせをしておかなければならないテーマもあるかと思う。それは、事務局と経済産業省で調整いただければ良いのではないかと思うが、本会議のそのような活用方法をぜひ、ご検討いただきたい。

→ 電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合（以下、専門会合）において、12月と2月にスイッチング関係の議題を挙げさせていただいている。なお、2月に挙げた議題は会議時間の都合の結果、次の専門会合で取り扱うこととしている。

専門会合では個別事業者から問題を拾い上げて議題を挙げているが、本会議を有効活用するという意味では、これまでは無かった取り組みではあると思うが、我々の方から、必要に応じて実務に関することを本会議の場を借りて皆様の意見を諮る事も今後考えていきたいと思う。

→ 専門会合にて議題として取り扱う前に本会議に意見を諮っていただくことも考えられるし、専門会合の後、専門会合において話題にはならなかったものの、その議題の中で実務者として気になるような点があれば、事業者の方からも本会議へ議題として挙げていただければ良いと思う。その様な観点でのご意見の提案もお願いしたい。（事務局）

5. 高圧検針（計量）日程分散化について（関西電力株式会社 送電サービスセンター）

高圧検針日程の分散化について、関西電力株式会社から資料5を用いて説明が行われた。

■ 質疑等（回答の凡例 ⇒：小売電気事業者，→：小売電気事業者以外）

・ 資料5、p1、供給・受電とは、どちら側から見ての記載であるか。

→ 関西電力側から見た供給・受電であり、今回ご説明差し上げた分散化の話は、需要家側の話となる。

⇒ お客様で、電気を使っているが、自家発があり、余剰分の電気を売っていますという場合は、供給と受電の両方であるか。

- その意味では、供給とは接続供給契約を指し、受電というものは発電量調整供給契約を指すことになる。
- 本資料は広域機関の HP に掲載するため、わからない人が見ると勘違いするかもしれない。例えば計量日の説明として、「記録型計量器により電力量または最大需要電力が記録される日」とあり、電力量は 30 分ごとに記録されるため、毎日が計量日なのかと勘違いされるおそれもある。しかし、資料の目的から考え、実務者が分かる記載ならば良いとも考える。(事務局)

- ・ 資料 5、p2、繰り上げ済み地点の扱いにおいて、実施時期・方法については詳細が決定次第のご案内とある点について、具体的な運用はこれから考えるのかもしれないが、いつから変更されるかという事は個別にご連絡いただける形になるのか。
 - 個別にご連絡差し上げる考えである。
 - ⇒ 例えば、事業者毎、お客様毎にて、この月から変更という形の連絡になるのか。
 - 資料に記載の通り、現地検針にしている地点について、その地点の需要者に供給している事業者ごとにご説明、ご案内するという事で良いか。(事務局)
 - 当該地域の確認作業に合わせることになるため、準備ができ、決まり次第でご連絡を差し上げることになると思う。

- ・ 資料 5 p 1、真ん中の四角の一番下、「既存の 01 日程繰り上げ済みで遠隔検針が可能なお客様の計量日につきましては、当面の間据え置きすることと致します。」における「当面の間」という記載は、どこかのタイミングで、繰り上げ済みのお客様を戻すこともあり得るという事か。
 - 現状としてはその必要はなく、記載の通り当面は据え置きを考えている。今後の状況によりけりではあるものの、その可能性は将来的には有るかもしれないとの状況である。
 - ⇒ この当面の間とはどの程度であるか、例えば、1 年や、5 年などであるか。
 - そのような近い将来を想定しておらず、あくまで将来に分散化をお願いすることもあり得る可能性がゼロではないので、このように記載している。

- ・ 資料 5 p 5、高圧実量制の分散日程、01 日程 (12/1～12/31) の接続料金は引き続き 1 月分という考え方のままか。01 日程だと計量日は 12 月 31 日になると思われるが、それを 12 月分とする考えは無く、1 月分という事は変わらないという事か。
 - 変わらず 1 月分という形で請求させていただくことになる。12 月 1 日から 12 月 31 日までの分について、実際、大口以上のお客様に対しては 12 月分という形で請求させていただいているが、小口のお客様は 01 日程においても 1 月分として請求させていただいている。検針日の属する月で確定したく、検針日が属する月 (1 月) の分をお支払いいただくこととしているが、実際の使用電力量は検針日の前日 12 月 31 日 24 時までの使用電力量に基づく料金となる。
 - ⇒ 変わらないという回答として、承知した。

<その他>

- 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)
 - ・ 先日、広域機関の総会に参加させていただいたところ、4 月から企画部と総務部の業務分掌が見直されるとのことであったが、スイッチング支援に関する実務者会議の事務局は変わらないという理解で良いか。
 - 将来的に本会議は総務部の所掌になると思うが、事務局のうち、情報システムグループは現在も総務部である。企画部側がどのようになるかは確定していない状況である。いずれにしても、業務所掌の見直しでこの会議の場がなくなることは無い。事務局の体制については、業務分掌見直しの移行期間もあり、なかなか固まらないことも有るかと思う。(事務局)

○ 次回は 4/19 (木) 10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上